

平成27年度 第1回 奈良県たばこ対策推進委員会

日時：平成27年10月20日（火）
午後2時00分～4時00分

場所：奈良県文化会館 2F 集会室B

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）平成27年度たばこ対策の取組の内容について

（2）平成28年度たばこ対策の取組の方向性について

（3）その他

3 閉 会

平成27年度 第1回 奈良県たばこ対策推進委員会配席図

日 時：平成27年10月20日（火）午後2:00～4:00
場 所：奈良県文化会館 2階 集会室B

楨野 委員長

	<input type="circle"/>	
高橋委員	<input type="circle"/>	
竹井委員	<input type="circle"/>	<input type="circle"/> 山口委員

事務局

<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

奈良市保健所

谷垣 北村 田中 凪

<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

吉野保健所 郡山保健所

平

堀内 水谷

<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

中和保健所 中和保健所 中和保健所

福井 翼 岡田

<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

傍聴席 傍聴席 報道席 報道席

奈良県たばこ対策推進委員会 委員名簿

委員委嘱任期：平成28年9月30日まで

所 属 団 体 名	委 員 氏 名
学識経験者（奈良女子大学）	専門家 高橋 裕子
奈良県医師会	医療関係 横野 久春
奈良県歯科医師会	医療関係 竹井 秀樹
奈良県薬剤師会	医療関係 後岡 伸爾
王寺町G e t 元気21 煙バイバイ活動	たばこ対策 ボランティア 山口 巍
[事務局] 各保健所母子健康推進係 健康づくり推進課	郡山保健所 水谷 奈美 中和保健所 福井 恵美子 吉野保健所 翼 友美 岡田 千穂 堀内 香余

○奈良県たばこ対策推進委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十三号

奈良県たばこ対策推進委員会規則をここに公布する。

奈良県たばこ対策推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県たばこ対策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 未成年者の喫煙の防止を推進するための方策に関すること。
- 二 公共の場所、職場等における禁煙を推進するための方策に関すること。
- 三 喫煙者の禁煙を支援するための方策に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、たばこ対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 たばこ対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年六月三十日までとする。